

既修得単位の認定に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学則（以下「学則」という）第26条に定める既修得単位の認定に関する必要な事項を定めるものとする。

(既修得単位認定の申請条件)

第2条 既習得単位の認定を申請できる者は、学則第26条の要件を満たす学生とする。ただし、学校等の卒業のいかんは問わない。

(既修得単位の認定申請に係る手続)

第3条 既修得単位の認定を希望する者は、入学した年の4月の所定の期日までに次の各号に定める書類を庶務教務課に提出する。

- 一 別添様式5 「既修得単位認定申請書」
- 二 修得した学校等の成績証明書等（単位の修得がわかるもの）
- 三 学修した内容が確認できるシラバス、学生便覧等の写しで、申請時にその原本を提示できる書類、又は当該学校等から原本証明を受けた書類
- 四 1単位の授業時間が確認できる書類

2 認定申請した科目の認定結果が通知されるまでは、当該授業科目を履修しなければならない。

(既修得単位の単位認定会議)

第5条 校長は、既修得単位の認定を希望する者から前条による申請があった場合、単位認定会議を開催する。

- 2 前項の単位認定会議の開催に先立ち、申請に係る科目のうち専門科目の授業科目について、申請書類及び申請者との面接により学習内容の確認をする。
- 3 基礎分野及び専門基礎分野について、当該科目を担当する本校の講師に意見を求めることができる。
- 4 単位認定会議は、必要に応じて前項の意見を参考にし、履修内容、履修時間及び取得単位数を確認し、認定の可否を協議する。
- 5 校長は既修得と認定された科目であっても、必要に応じ、学生に聴講を指示することができる。

(単位認定結果の通知)

第6条 単位認定会議の結果の通知は、会議録にて学内決裁が終了後に、別添様式2により学生に通知する。

2 不認定とした科目にはその理由を明示する。不認定の決定に不服がある場合には、立証する関係書類を提示して再審査の申し立てができるものとする。

(既修得と認定された科目の扱い)

第7条 既修得と認定された科目については、履修を免除する。

- 2 学生は、既修得と認定された科目について、聴講を指示された場合以外でも、希望により聴講することができる。
- 3 既修得と認定された科目を聴講する場合は、試験の対象とならない。

(補 足)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

- 2 この規程の運用上疑義が生じた場合は、運営会議で協議の上校長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。